

「消費者セミナー」 神山美智子弁護士の講演から

# アベの成長戦略「機能性表示食品」

◎企業には販売促進、×国民の「命」と「健康」を脅かしかねない

CANは、消費者2団体と共催で 11/20（木）食品表示に関する学習会を開催しました。講師は東京弁護士会の神山美智子弁護士。内容は、この4月に突如施行された「食品衛生法」と「機能性表示食品」問題。機能性表示食品については、アベ政権が成長戦略の一つとして位置づけ推進していますが、このことが思わぬ混乱と消費者の不利益を起こしつつあります。以下、神山さんのお話から。

（CANレポーター 大村昌宏）

\*本講演会は、2015年度消費者セミナー「知っておきたい食品表示のあれこれ～機能性表示食品ってなに??？」と題し消費者行動ネットワーク、消費者被害防止ネットワーク東海、愛知県消費者団体連絡会の共催で開催した。

\*神山美智子さん 東京弁護士会所属 食の安全監視委員会代表、日弁連消費者問題対策委員会食品安全部会委員



↑2015/11/20 名古屋市ダイビル2号館にて

## 突如 4月に施行

食品表示法は、2013年6月に成立し、2年以内に施行、今年の6月施行される予定だった。ところが突如4月施行となった。アベ政権が成長戦略の閣議決定、「機能性表示食品」を成長戦略の一つとして位置づけたことと関係しているようだ。食品表示の1本化をめざす「食品表示法」の施行自体が多くの不十分さを抱えていたことに加え、機能性表示食品が加わったことで問題はさらに複雑になった。

## バラバラ行政の象徴だった食品表示

これまで食品表示に関する省庁と法律はバラバラで分かりにくいものだった。農林水産省のJAS法。厚生労働省の食品衛生法、健康増進法、公正取引委員会の景品表示法。それぞれが規格、品質、安全、表示等に関わり複雑だった。

「食品表示法」は、これを一本化しようとするもの。食品衛生法、JAS法、健康増進法の3本に基づく58本の表示基準の1本化をめざした。

## 「食品表示法」は積み残しだらけ

「表示は消費者を欺瞞するものではあってはならない」これは、国際規格に定められている表示の原則だが、残念ながら食品表示法にはこの規定すら入らなかった。消費者の知る権利、選択の権利の明文もない。表示基準も分かりにくく、表示免除の例外だらけだ。しかもこれらは最長5年間の実施猶予があたえられている。添加物の物質名表示・遺伝子組み換え食品表示・加工食品の原料原産地表示、検討に着手すらしていない。

例えば、原料原産地表示は、不十分で「不思議」

がいつばいのままだ。「カット野菜」には原料原産地の表示義務があるが、それにドレッシングをかけたものは表示義務はない。「ゆでだこ」には表示義務があるが、「酢だこ」には表示義務はない。「刺身」には表示義務はあるが、「刺身盛り合わせ」には表示義務はない。

### **アベが無理やり押し込んだ機能性表示食品**

一本化食品表示法そのものに問題が多い所に、アベ政権は成長戦略の一つとして機能性表示食品を無理やり押し込んだ感がある。これには安全性に関わる問題も多い。

機能性表示食品は「届出性」としたことで、企業が自分で安全性と機能性を評価して消費者庁に届け出ただけでよい。

表示事項は細かく決められているが広告規制がない。

トクホ(特定保健用食品)と紛らわしい。トクホで不許可(安全性が確認できない)なのに機能性表示食品としては届出を受理したものもある。トクホでは不許可(効能が証明できない)になったのに届出受理したものもある。

WHOなどの健康食品のルールを無視している。米国のヘルスクレーム(疾病リスク低減表示)を参考にせずサプリメント法の都合のよいところだけ参考にした制度になっている。医薬品なら副作用審査救済制度があるが、健康食品にはない。等多くの問題をかかえている。保健機能食品には「特定保健用食品」「栄養機能食品」があったが「機能性表示食品」がこれに加わった。違いが消費者に分かるだろうか。

アベ首相は「世界で一番企業が活躍できる国をめざす」と言っているが、企業の販売促進、儲けるための制度であっても、国民の健康は二の次、むしろ脅かされかねない、と言わざるをえない。

機能性表示食品の範囲が、非常に範囲が広いのも問題だ。野菜や果物も対象としており新たな問題を起こしかねない。

### **専門家のいない消費者庁に担わせるには無理がある**

消費者庁は、各省庁からの寄せ集めで職員の数も少ない。専門家もいない。専門家を推薦したが拒否された。安全については厚生労働省だが腰が引けているようだ。

### **食の安全・監視市民委員会**

私達は、食の安全・監視市民委員会をつくり調査や提言を行っている。ぜひニュースレター等を参考にしてほしい。また「食の安全・市民ホットライン」を設けている。食品の表示や安全に関することなら、どんな子細なことでもよいので相談してほしい。関係行政機関につないだり、専門家につないだりしている。

### **食の安全・監視市民委員会**

<http://www.fswatch.org/>

### **食の安全・市民ホットライン**

<http://fsafety-info.org/>